

# 貨物自動車運送事業法

## 1. 案内情報

手続名	: 運行管理者資格者証の交付申請
手続根拠	: 貨物自動車運送事業法第19条第1項 貨物自動車運送事業輸送安全規則第25条第2項
手続対象者	: 運行管理者試験に合格した者又は以下の要件のどちらかを備える者 ・一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者又は特定第二種貨物利用運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）の事業用自動車の運行の管理に関し5年以上の実務経験を有し、その間に自動車事故対策機構が行う一般講習又は基礎講習を5回以上（少なくとも1回は基礎講習を受講すること。）受講した者。 ・一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の運行の管理に関し1年以上の実務経験を有し、かつ、自動車事故対策機構が行う運行管理者等指導講習の専任講師に2年以上従事した経験を有する者。
提出時期	: 運行管理者試験に合格した者にあつては、合格した日から3月以内
提出方法	: 運行管理者資格者証交付申請書を作成し、事業者を管轄する運輸支局整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備課)窓口へ届出してください。
手数料	: 270円(電子申請をする場合に合つては、260円)
添付書類	: ・住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名及び生年月日を証明する書類 ・運行管理者試験に合格した者にあつては、合格通知 ・要件を備える者にあつては、該当することを証する書面(詳しくは最寄の運輸支局整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備課)へお問い合わせください。)
申請書様式	: 運行管理者資格者証交付申請書(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2号様式(第25条関係))
記載要領・記載例	: 最寄の運輸支局整備課(沖縄総合事務局陸運事務所整備課)へお問い合わせください。

## 2. 窓口情報

提出先	: 各地方運輸局運輸支局整備課 沖縄総合事務局陸運事務所整備課
受付時間	: 申請書提出先にお問い合わせください。
相談窓口	: 申請書提出先